

復興大臣

竹 下 亘 様

東日本大震災津波からの本格復興
を推進するための要望書

平成26年11月26日

岩手県知事 達増拓也

目 次

I 本格復興のための最重要事項

- 1 復旧・復興のための財政支援の継続と財源の確保等 2
- 2 社会資本整備総合交付金(復興)の復興の進度に応じた予算措置及び全面的な財政支援等 5
- 3 被災地復興のための人的支援・財源措置 6
- 4 JR山田線及び大船渡線の早期復旧に係る国の支援 8

II 復興に必要な重要事項

- 5 事業用地の円滑な確保の一層の加速化 10
- 6 直轄事業の着実な推進と全面的な財政支援 12
- 7 国営追悼・祈念施設(仮称)の事業化及び高田松原津波復興祈念公園整備事業の早急な採択と全面的な財政支援等 14
- 8 災害復旧事業の事業期間延長及び適切な予算配分 15
- 9 津波対策に対する恒久的で安定した財政支援の確立 16
- 10 被災者の生活再建に対する支援 17
- 11 被災地における産業人材の確保 18

東日本大震災津波からの本格復興を 推進するための要望書

未曾有の被害をもたらした東日本大震災津波から3年8か月が経過し、沿岸地域をはじめ県民が一丸となって復旧・復興に向けて取り組んでいるところですが、その被害の爪跡は、今もなお、被災地に色濃く残されている状況にあります。

本県においては、沿岸地域を中心に、現時点（10月31日現在）で、死者4,672人、行方不明者1,132人、家屋の流失・倒壊等、家屋被害も2万5千棟を超えており、被災地の方々にあっては、応急仮設住宅等での生活を余儀なくされるなど、依然として、厳しい状況に置かれております。

このような中、本県では、発災以来、国や関係市町村、さらには全国の皆様からの御支援と御協力のもと、復旧・復興に向けた取組を推進してきたところです。平成26年度においては、これまで進めてきた「基盤復興」の成果を土台とし、第2期復興実施計画に基づき「本格復興」の取組を力強く推し進めているところですが、本県及び沿岸市町村は、財政的にも脆弱な地域であり、甚大な被害を受けた被災地では、引き続き国等の強力な支援が必要であります。

国におかれましては、「東日本大震災復興基本法」等の制定や復興庁の設置に加え、「東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律」の施行による円滑な事業用地確保の支援など、被災地の復興に向けて鋭意御尽力いただいているところであり、御礼申し上げます。

今後も、国費による充実した支援と地方負担も含む復興財源を確保するとともに、復興の加速化に向け、支障となっている現行制度の弾力的な運用を図り、引き続き、既存の枠組みを超える強力な復旧・復興対策に、全力を挙げて取り組まれますよう、強く要望いたします。

1 復旧・復興のための財政支援の継続と財源の確保等

《 要 望 事 項 》

1 集中復興期間の延長と特例的な財政支援の継続

平成 27 年度までとされている集中復興期間について被災地の復旧・復興が完了するまで延長し、復興交付金や震災復興特別交付税、「復興枠」による別枠での予算確保等の特例的な財政支援についても、延長される集中復興期間に合わせて継続するよう要望します。

また、大規模な社会資本の復旧・復興には複数年にわたる予算措置が必要なものもあるため、来年度の予算編成に支障を来たさないよう特例的な財政支援の継続の方針の早期の明示を要望します。

さらに、その財源については、引き続き、地方財政計画において通常収支とは別枠で整理し、十分な予算措置が確実に講じられるよう要望します。

2 復興交付金の制度継続と柔軟な運用

東日本大震災復興交付金については、復興事業が完了するまでの間、制度を継続するとともに、被災自治体の意見を踏まえ、基幹事業の拡充や弾力的な運用、効果促進事業の被災自治体における自主的・主体的な活用ができるよう要件緩和を要望します。

3 取崩し型復興基金の追加交付

取崩し型復興基金は、今後具体化が進む被災地のまちづくりの進捗に応じて地域経済の振興に向けた事業等に活用できるよう追加交付を要望します。

【現状と課題】

1 集中復興期間の延長と特例的な財政支援の継続

【集中復興期間の延長】

- 平成 27 年度までの 5 年間の集中復興期間の復興財源フレームを 25 兆円程度に見直したものの、平成 27 年度中に更なる財源確保の必要が生じた場合には、平成 27 年度予算編成において一般会計の税額収入などを活用して対応することとされていること。
- 平成 28 年度以降の復興財源フレームが不明確。
- 復興事業を計画的に実施するためにも、復興が完了するまでの十分な財源フレームを早期に明示し、復興が完了するまでの間、国として十分な財源を確保し、被災地における復興を強力に推進することが必要。

【特例的な財政支援の継続】

- 復旧・復興事業において、国庫補助率のかさ上げや補助対象の拡大、復興交付金や震災復興特別交付税の創設、「復興枠」による別枠での予算確保など様々な財政支援措置が講じられているが、国の集中復興期間を超えて復興が完了するまでの間の長期にわたる国の特例的な支援が引き続き必要。

特に、地方負担分に係る震災復興特別交付税措置による原則全額国費負担が引き続き必要。

2 復興交付金の制度継続と柔軟な運用

【復興交付金の制度継続】

- 復興交付金の事業期間は、制度要綱に基づき平成 27 年度までとされているが、県及び市町村の復興計画の期間でも表されるとおり、27 年度までに復興の取組が完了するものではないことから、復興が完了するまでの確実な予算措置が必要。
- 復興事業は複数年度にまたがるが、実質的に単年度毎の交付であるため、事業完了までの事業費の配分がなされず、事業の見通しが不透明（一部が採択された事業でも、残りが採択されるという保証はない）。
- 事業の進捗に応じて、その都度復興庁の査定を受ける必要があるため、申請事務が負担。

【効果促進事業の要件緩和】

- 効果促進事業の事業化について、採択基準が明確でなく、実施できない事業を列挙した「ネガティブリスト」に該当しない事業であっても、詳細な内容面で査定を受ける等、部分的にしか実施できないものが存在。
- 県の要望を踏まえ、県に対する一括配分等の一定の見直しが行われたが、広域的な事業を行う場合（沿岸全市町村を対象としたイベント等）、基幹事業との関連性については、事業の必要性の観点から更に柔軟に判断して事業実施できるようにすべき。
(例：田野畑村における基幹事業（漁業集落防災機能強化事業）の効果促進事業として、県が沿岸全市町村を対象とする事業を実施しようとする際、効果促進事業が沿岸全市町村を対象とすることと、基幹事業が田野畑村における事業であることとの関連性の十分な説明を求められる)
- 制度上は、修正を受けるまでの期間に生じた損失は地方公共団体自らの責任となるうえで、内訳書の提出により着手可能となっているが、地方公共団体においては、修正が無い旨の回答を得られるまで、事実上、事業着手を躊躇しているのが実情。
- 実際には提出から回答まで 1 ヶ月～2 ヶ月かかるものがあり、速やかに対応されている状況とは言えず、地方公共団体にとって、事業着手の足枷となっている状況。

3 取崩し型復興基金の追加交付

- 本格復興に向け、各種復興事業の進捗に応じた事業化が必要であるが、想定される事業は、配分を受けた震災復興特別交付税の額を上回っている状況。

積立額		活用額（見込み）	
①基金創設のための特別交付税	420 億円	①市町村への交付金	425 億円
②追加措置（平成 24 年度補正）	215 億円	②平成 23 年度（実績）	17 億円
③その他	90 億円	③平成 24 年度（実績）	54 億円
		④平成 25 年度（最終予算額）	48 億円
		⑤平成 26 年度以降（見込み）	216 億円
合 計	725 億円	合 計	760 億円

○積立額に対し、35 億円の財源不足

○まちづくりの進捗に伴い、「なりわいの再生」など**新たなニーズへの対応が見込まれる。**

【県担当部局】復興局 復興推進課
 総務部 財政課
 政策地域部 市町村課
 県土整備部 県土整備企画室

2 社会資本整備総合交付金（復興）の復興の 進捗に応じた予算措置及び全面的な財政支援等

《 要 望 事 項 》

1 復興の進捗に応じた予算措置及び全面的な財政支援

防潮堤、水門等の海岸保全施設や港湾施設、復興まちづくりに伴う土砂災害対策施設、災害に強く信頼性の高い交通ネットワークの構築に向けた道路整備等について、これらの復興事業が完了するまでの間、確実に予算措置するよう要望します。

併せて、地方負担分に対し震災復興特別交付税による全面的な財政支援を継続するよう要望します。

2 基金型の創設

復興交付金同様、弾力的な予算執行を可能とするため、現行の単年度型に加え基金型を創設し、地方公共団体が選択できるよう要望します。

【現状と課題】

1 復興の進捗に応じた予算措置及び全面的な財政支援

- 社会資本整備総合交付金（復興）は本県の社会資本の復興に欠かすことのできない事業であり、平成 27 年度以降も多額の事業費が見込まれていることから、確実な予算措置が必要。
- 平成 23 年度第 3 次補正予算以降、社会資本整備総合交付金（復興）に係る地方負担分は震災復興特別交付税で全額措置されているが、被災地の早期復旧・復興を図るためには、引き続き全面的な財政支援が必要。

《 本県の社会資本整備総合交付金（復興）の事業費（県事業）の見通し（平成 26 年 6 月試算） 》

	H23～H25 実績見込	H26 当初	H27 見込	H28 以降見込
事業費	371 億円	301 億円	約 570 億円	約 900 億円
国費	208 億円	163 億円	約 300 億円	約 500 億円
地方負担	163 億円	138 億円	約 270 億円	約 400 億円

2 基金型の創設

- 復興に必要とする予算は、被災地の復旧・復興の進捗に応じて大きく変動することから、必要な予算を確実に確保し、多年度にわたって機動的な支出を行える基金型の創設が必要。

【県担当部局】 県土整備部 県土整備企画室

3 被災地復興のための人的支援・財源措置

《 要望事項 》

復興事業を迅速かつ確実にを行うためには、被災地のまちづくりや災害公営住宅の建設等ハード事業を担う技術職員及び用地買収を担当する職員をはじめ、被災者の心身の健康を守る保健活動や建物再建後の課税評価等のソフト事業を担う人材など、各分野において専門的知識を有するマンパワーが必要となるため、その人員確保について、更なる強化を要望します。

1 人的支援及び国による総合的な調整機能の強化

復興事業が本格化する中で、さらにマンパワーが必要となることから、全国の地方公共団体、国等の関係機関による人的支援を継続するとともに、国による関係機関との総合的な調整機能を強化するよう要望します。

2 国による任期付職員の採用制度の創設

復興事業が本格化する中で、豊富な経験を有する即戦力が必要であることから、国、独立行政法人や民間企業を退職した職員を、国において任期付職員として一括採用し、被災地方公共団体へ派遣する制度を創設するよう要望します。

3 人的支援に係る財政措置の継続及び拡充

地方自治法に基づく中長期の派遣職員の受入れ経費及び東日本大震災津波への対応のために職員の採用を行った場合の経費については、その全額を震災復興特別交付税により措置することとされていますが、平成27年度以降、復興が完了するまで継続するよう要望します。

また、派遣職員等のメンタルヘルスケアのための経費についても、全額を震災復興特別交付税の対象とするよう要望します。

4 民間企業等からの人的支援の推進

復興の進捗に伴い、まちづくりや産業振興の取組など行政の視点のみならず、民間企業等からの様々な視点を参考に復興を進めるため、民間企業等からの人的支援について積極的に推進する必要があると考えられることから、関係団体等へ継続した働きかけを行うとともに、被災地方公共団体との丁寧なマッチング調整を行うなど、円滑な受入れについて支援するよう要望します。

【現状と課題】

1 職員確保の状況

平成26年度は、任期付職員の採用、再任用職員の積極的活用、他県応援職員の要請等により、概ね前年度以上の人員を確保（任期付職員については、採用職種の絞り込み等により減少）しているところであるが、復興事業が本格化する中で更なるマンパワーが必要。

《岩手県における職員確保状況》

(H26. 11. 1現在)

年度	正規職員	任期付職員	他県応援職員	再任用職員	合計	不足数
H24	88人	88人	139人	36人	351人	▲59人
H25	108人	171人	163人	44人	486人	▲105人
H26	131人	77人	171人	59人	438人	▲72人
増減	+23人	-94人	+8人	+15人	-48人	—

《市町村における職員確保状況》

(H26. 11. 1現在)

年度	必要数	確保数	不足数	確保率
H24	366人	321人	▲45人	87.7%
H25	628人	596人	▲32人	94.9%
H26	741人	703人	▲38人	94.9%
増減	+113人	+107人	—	—

2 任期付職員の採用の状況

- 被災市町村の任期付職員は、都道府県による代行採用・派遣や被災市町村の独自採用により確保しているが、応募者は減少傾向。特に技術職員の応募が少なく、市町村が苦慮。

3 人的支援に係る財政措置の継続及び拡充

- 震災復興特別交付税は、平成28年度以降の制度継続の担保がないこと。
- 派遣職員のメンタルヘルスケアのための経費については一部が震災復興特別交付税の対象。被災自治体で採用した任期付職員の帰省旅費等については対象外。

4 民間企業等からの人的派遣制度

- 総務大臣による団体への働きかけや復興庁の「WORK FOR 東北」が実施されているが、民間企業では地方公共団体への派遣実績が少なく、マッチング調整の難しさがあり、受入の拡大には自治体の詳細なニーズ把握や行政実務への民間人材の適応確認など、より丁寧な調整が必要。
- 県では、「WORK FOR 東北」に対し、人材のマッチングを要請済。（計10名程度）
 - ・ 県産農林水産物の（海外）販路開拓
 - ・ 水産事業者（団体）等の経営改善支援等

【県担当部局】 総務部 人事課
政策地域部 市町村課

4 JR山田線及び大船渡線の早期復旧に係る国の支援

《 要 望 事 項 》

1 鉄道復旧に伴う費用負担の取扱い

東日本旅客鉄道株式会社が鉄道復旧を行うに際し、県及び市町のまちづくりに伴う原状復旧と比べて増加する費用について、地域の復興に対する支援という観点から、沿線自治体の実質的な負担がないよう、復興交付金の対象とすることを要望します。

2 復興交付金対象外となる箇所における費用負担の取扱い

復興交付金の対象とならない部分がある場合についても、震災復興特別交付税の措置又は取崩し型復興基金の積み増しの措置を行うよう要望します。

3 全線復旧に関する東日本旅客鉄道株式会社への指導・助言等の措置

JR線復興調整会議などで議論を加速させ、鉄道復旧に向けた環境整備を進め、東日本旅客鉄道株式会社に対し、鉄道による復旧を早期に決定するよう、必要な指導・助言等の措置を講じることを要望します。

4 早期再開に関する東日本旅客鉄道株式会社への指導・助言等の措置

東日本旅客鉄道株式会社に対し、被害の少なかった箇所から早期に整備を始め、整備後は直ちに運行を再開するよう、必要な指導・助言等の措置を講じることを要望します。

【現状と課題】

1 鉄道復旧に伴う費用負担及び復興交付金対象外となる箇所における費用負担の取扱い

- 三陸鉄道は国の全面支援を受け、平成26年4月に全線再開したものの、JR山田線、大船渡線については、未だ復旧の方針が決定していないもの。
- JR東日本は、津波からの安全の確保、まちづくりとの整合性（道路や河川との交差を含む）、費用負担が課題であるとし、鉄道復旧するには、これらの解決が必要との考えであり、まちづくりとの整合性については、ほとんどの箇所で見通しが立っている一方、費用負担に関しては、原状復旧費用については自社負担の意向を示しているものの、まちづくりに伴う復旧費用については、国等の支援を求めているもの。

2 全線復旧に関する東日本旅客鉄道株式会社への指導・助言等の措置

- JR山田線については、JR東日本から提案のあった三陸鉄道による運営を「鉄道復旧に向けた有力な選択肢」として、JR東日本と条件面の詰め協議を行っているところ。
- JR大船渡線については、JR東日本から、乗客の安全を確保するためには、山側にルート変更を行わなければ復旧が難しいとの意向が示されており、これに対し、現行ルートで復旧できない理由を明確に説明するよう、JR東日本に対して求め、国に対しても、大船渡線復興調整会議を早期に開催するよう要請しているところ。

3 早期運行再開に関する東日本旅客鉄道株式会社への指導・助言等の措置

- JR大船渡線の陸前矢作～気仙沼間は、被害が極めて小さいことから、早期に運行を再開するよう、地元住民、自治体の強い要望があるもの。

《参考：JR山田線及び大船渡線の被害状況》

- JR山田線（宮古～釜石間 55.4 km）及び大船渡線（盛～気仙沼間 43.7 km）は、駅舎、線路、橋梁の流失・損壊など、甚大な被害を受け現在も運休中。

路線名	駅舎流失	浸水区間	線路流失	橋梁流失	盛土流出
山田線	4 駅 / 13 駅 (30.8%)	21.7 km / 55.4 km (39.2%)	6.3 km / 55.4 km (11.4%)	6 箇所	10 箇所
大船渡線	6 駅 / 12 駅 (50.0%)	21.4 km / 43.7 km (49.0%)	15.2 km / 43.7 km (34.8%)	3 箇所	2 箇所

【県担当部局】政策地域部 地域振興室

5 事業用地の円滑な確保の一層の加速化

《 要 望 事 項 》

復旧・復興事業用地の確保については、これまでの「国による加速化措置」に加え、「東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律」(平成26年法律第32号)が施行されたことにより制度面で大きな改善がなされたところですが、本格復興期を迎え、今後はこれまで以上に膨大な用地取得業務をマンパワー不足の状況下で効率的に進めることが求められます。

については、復旧・復興事業用地の円滑な確保の一層の加速化等のため、以下のとおり要望します。

1 復興特区法一部改正法の活用のための連携の強化

「東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律(平成26年法律第32号)」を円滑に活用するため、引き続き県と連携した取組を推進するよう要望します。

2 司法書士の駐在派遣、用地加速化支援隊等による市町村支援の強化

復旧・復興事業の本格化に伴い、被災市町村ではマンパワー不足、専門職員の不足が深刻な状況にあることから、司法書士の被災市町村への駐在派遣、用地加速化支援隊等による市町村支援を一層強化するよう要望します。

【現状と課題】

1 県事業の用地取得の状況

- 本格復興を進める時期を迎え、用地取得については防潮堤のほか道路事業などにおいて本格化。
(H26.9月末現在)

区 分	用地取得が 必要な地区数	用地交渉		
		実施中	完了	計
全 体	172	55 (32%)	65 (38%)	120 (70%)
一般・港湾海岸	43	27 (63%)	11 (26%)	38 (88%)
漁港海岸	23	3 (13%)	0 (0%)	3 (13%)
農地海岸	8	4 (50%)	4 (50%)	8 (100%)
林野海岸	2	—	2 (100%)	2 (100%)
復興支援・関連道路	22	8 (36%)	10 (45%)	18 (82%)
まちづくり連携道路等	32	13 (41%)	4 (13%)	17 (53%)
災害公営住宅	42	0 (0%)	34 (81%)	34 (81%)

※ 市町村事業については、現段階で上表形式での整理がなされていないこと。

2 市町村の状況

- 被災市町村（沿岸市町村）における平成26年度の一般会計予算は、震災前の平成22年度比で、平均約4倍（最大は陸前高田市の11倍強）となっており、著しい負担が生じている状況。
- 市町村事業において先行して進めている防災集団移転促進事業では、移転先地の用地取得率が公用地分を含めて79%であり、その他事業も含め、今後も多数の用地取得が必要になる見込。

事 業	市町村数	地区数	用地取得率 (面積ベース)	時 点
防災集団移転促進事業（移転先地）	7市町村	88地区	79%	H26.9月末現在
津波復興拠点整備事業	6市町	10地区	49%	H26.8月末現在
漁業集落防災機能強化事業（宅地造成を要する地区数）	10市町村	32地区	70%	H26.9月末現在

※ 上記事業のほか、漁港海岸防潮堤、学校移転事業等のため、用地取得が必要。

3 取組の強化の必要性

- 平成26年4月23日、復興事業の円滑かつ迅速な用地確保のため、『東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律（平成26年法律第32号）』が成立し、5月1日施行。
- 県では、横断的な組織として『用地取得特例制度活用会議』を設置（復興庁岩手復興局がオブザーバー参加）して、改正法の県事業への円滑な活用を図るとともに、市町村支援の取組を推進。
- 市町村支援について、県の用地取得特例制度活用会議と国の用地加速化支援隊が連携して取組を進めているが、被災市町村におけるマンパワー（特に専門職員）不足、事業の増大等を考慮し、引き続き国と県の協力体制による強力な重層的な対応が必要。
- 改正法に係る緊急使用制度等については、従前、活用実績が少ないことから、その積極的な活用のためには、国からの専門的かつ技術的な支援が必要。

【県担当部局】復興局 まちづくり再生課
県土整備部 県土整備企画室

6 直轄事業の着実な推進と全面的な財政支援

《 要 望 事 項 》

1 「復興道路等」の早期完成

三陸沿岸道路、東北横断自動車道釜石秋田線、宮古盛岡横断道路の復興道路等について、国の「東日本大震災からの復興の基本方針」に沿って着実に整備を進めるとともに、県の復興計画期間内である平成30年度までに全線完成するよう要望します。

2 津波対策のための防災施設等の早期復旧・整備

釜石港及び大船渡港の湾口防波堤について、早期の復旧完了に向け、確実に事業を推進するよう要望します。

また、久慈港湾口防波堤及び宮古港竜神崎防波堤についても、できる限り事業期間を前倒しの上、早期完成を図るよう要望します。

3 必要な予算の確保及び全面的な財政支援

被災地の早期復旧・復興に必要な予算を「復興枠」により別枠で確実に確保するとともに、復旧・復興に係る直轄事業負担金について、引き続き震災復興特別交付税による全面的な財政支援を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 「復興道路等」の早期完成

○ 県内の復興道路等の開通予定

開通予定	路 線	区 間	延長
平成27年度	三陸沿岸道路（吉浜道路）	(仮称)三陸IC～(仮称)吉浜IC	3.6km
	東北横断自動車道釜石秋田線 (遠野～宮守)	遠野IC～宮守IC	9.0km
	宮古盛岡横断道路(都南川目道路)	(仮称)川目IC～(仮称)田の沢IC	2.6km
平成29年度	三陸沿岸道路（山田～宮古南）	山田IC～宮古南IC	14.0km
	三陸沿岸道路（田老～岩泉）	(仮称)田老北IC～岩泉龍泉洞IC	6.0km
平成30年度	三陸沿岸道路（久慈北道路）	(仮称)侍浜IC～久慈北IC	7.4km
	東北横断自動車道釜石秋田線 (遠野住田～遠野)	遠野住田IC～遠野IC	11.0km

2 津波対策のための防災施設等の早期復旧・整備

- 県内の湾口防波堤等の復旧・整備予定

復旧・整備予定	施設名
平成 28 年度	大船渡港湾口防波堤
平成 29 年度	釜石港湾口防波堤
	宮古港竜神崎防波堤
平成 40 年度	久慈港湾口防波堤

3 必要な予算の確保及び全面的な財政支援

- 平成 23 年度第 3 次補正予算以降、復旧・復興に係る直轄事業負担金は、震災復興特別交付税で全額措置されているが、被災地の早期復旧・復興を図るためには、引き続き全面的な財政支援が必要。

≪復旧・復興に係る本県の主な直轄事業の状況（災害復旧を除く）≫ (単位：百万円)

	H23 第 3 次補正		H24 当初		H25 当初		H26 当初	
	事業費	直轄負担金	事業費	直轄負担金	事業費	直轄負担金	事業費	直轄負担金
道路(復興道路等)	60,678	11,265	83,606	15,722	96,175	18,358	100,824	20,066
港湾(湾口防波堤等)	500	169	4,690	1,663	7,128	2,526	7,244	2,647

【県担当部局】 県土整備部 県土整備企画室、道路建設課、港湾課

7 国営追悼・祈念施設（仮称）の事業化及び高田松原津波復興祈念公園整備事業の早急な採択と全面的な財政支援等

《 要 望 事 項 》

1 国営追悼・祈念施設（仮称）の事業化

復興の象徴となる国営追悼・祈念施設（仮称）を平成 27 年度に事業化し、県が陸前高田市に整備する高田松原津波復興祈念公園内に、公園の核としてふさわしい規模・内容で整備するよう要望します。

2 高田松原津波復興祈念公園整備事業の早急な採択と全面的な財政支援及び技術的支援

国、県及び市でとりまとめた「高田松原津波復興祈念公園基本構想」に基づいた復興祈念公園の実現に向けて、国営追悼・祈念施設（仮称）の設置と軌を一にするため、復興交付金による早急な採択と、整備が完了するまでの間の全面的な財政支援及び技術的支援を要望します。

【現状と課題】

国では、県が整備する復興祈念公園全体と、復興祈念公園内に設置する国営追悼・祈念施設（仮称）の基本構想を検討するため、有識者委員会を平成 25 年 9 月に設置。委員会での検討やパブリックコメントを経て、本年 6 月に基本構想をとりまとめ、現在基本計画の検討を進めているところ。

《 高田松原津波復興祈念公園基本構想に掲げる 8 つの基本方針 》

- | | |
|------------------------|---------------------|
| ①失われたすべての生命（いのち）の追悼・鎮魂 | ②東日本大震災の被災の実情と教訓の伝承 |
| ③復興への強い意志と力の発信 | ④三陸地域に育まれた津波防災文化の継承 |
| ⑤公園利用者や市街地の安全の確保 | ⑥歴史的風土と自然環境の再生 |
| ⑦市街地の再生と連携したまちの賑わいの創出 | ⑧多様な主体の参加・協働と交流 |

1 国営追悼・祈念施設（仮称）の事業化

- 国は、平成 26 年度予算に「復興祈念施設基本計画検討調査費（1.2 億円）」を計上し、基本計画の策定に向けた検討・調査を進めているところ。
- 国は、10 月に国営追悼・祈念施設（仮称）の設置について閣議決定したところであり、確実な事業化が必要。

2 高田松原津波復興祈念公園整備事業の早急な採択と全面的な財政支援及び技術的支援

- 県では、公園整備に係る事業費の確保が最大の課題。
- 公園整備に当たっては、平成 27 年度事業化が見込まれる国営追悼・祈念施設（仮称）や工事が進行する防潮堤等の災害復旧及び土地区画整理事業等の面整備と調整しながら進める必要があることから、早急な採択が必要。

【県担当部局】 県土整備部 都市計画課

8 災害復旧事業の事業期間延長及び適切な予算配分

《 要 望 事 項 》

1 災害復旧事業の事業期間延長及び適切な予算配分

災害復旧事業は、まちづくり等の進捗に応じて実施する必要があることから、事業期間の延長とともに、事業期間に応じて適切に予算配分するよう要望します。

【現状と課題】

- 通常、災害復旧事業の予算措置は発災から3年までに行われるが、東日本大震災津波に関する災害復旧事業は、概ね5年での完了を目指しているところ。
- しかし、まちづくり計画等に関連する災害復旧事業は、住民との合意形成やまちづくりの進捗に合わせて実施する必要があることから、更なる事業期間の延長が必要。

《参考》

復旧・整備する海岸保全施設等（県土整備部所管）の完成予定時期

完成予定年度	～H25	H26	H27	H28	H29	計
河川・海岸数	16	1	27	12	9	65
うち災害復旧事業	15	0	15	7	5	42

【県担当部局】 県土整備部 河川課、砂防災害課、港湾課

9 津波対策に対する恒久的で安定した財政支援の確立

《 要 望 事 項 》

1 津波対策に対する恒久的で安定した財政支援の確立

津波対策として整備する水門・陸閘等の電動化や遠隔操作化に伴い、地方公共団体が負担する維持管理費、修繕費、更新費が増加することから、その軽減を図るため、恒久的で安定した財政支援を講じるよう要望します。

【現状と課題】

- 県及び市町村は、東日本大震災津波において水門・陸閘等の操作員が多数犠牲となったことから、操作員の安全確保を図るため、電動化・遠隔操作化を行う必要があるが、統廃合等により水門・陸閘等の削減を行ってもなお、その数は大幅に増加する見込。
- 一方、これらを確実に稼働させるためには、施設整備後も電力料や点検費用、施設・設備の修繕費・更新費などが必要となるが、現行の財政支援は一部の費用しか補助・交付の対象とされていない状況。また、地方交付税制度において、道路、河川、港湾、漁港等は面積・延長を単位としてその費用が基準財政需要額に算入されているが、水門・陸閘等は算入されていない状況。

《電動化・遠隔操作化のために必要となる主な費用と現行の財政支援状況》

区分	主 な 内 容	現行の財政支援状況	
		有無	補助率等
整備費	・通信施設（遠隔監視制御装置、情報処理装置、衛星通信装置、光通信装置等） ・電源設備（配電・分電装置、非常用発電機等） ・制御所建物（消防署・屯所等）	○	1/2（※1）
修繕費・更新費		○	1/2（※2）
維持管理費	・電力料 ・点検費用（保守定期点検、精密点検等）	×	—

※1 社会資本整備総合交付金（復興）（地方負担分は震災復興特別交付税で全額措置）

※2 特定構造物改築事業、海岸堤防等老朽化対策緊急事業、津波・高潮危機管理対策緊急事業

【県担当部局】 県土整備部 河川課

10 被災者の生活再建に対する支援

《 要 望 事 項 》

1 被災者生活再建支援制度の拡充

広範囲にわたる甚大な被災状況に鑑み、被災者の住宅再建が十分に図られるよう被災者生活再建支援金の増額や震災復興特別交付税などの地方財政措置による支援を拡大するよう要望します。

2 応急仮設住宅間の転居費用に対する支援

集約化等により、被災者が他の応急仮設住宅へ転居せざるを得ない場合の移転に要する経費について、震災復興特別交付税などの地方財政措置による支援を拡大するよう要望します。

【現状と課題】

1 被災者生活再建支援制度の拡充

- 現行制度では、全壊の場合、被災者生活再建支援金の支援額の上限は300万円であるが、住宅再建には不十分。

〔例：1,000万円の住宅を建てる場合〕

- ① 住宅取得に係る経費 1,000万円
- ② 支援制度による補助等 515.3万円
(内訳) 利子補給、新築補助(バリアフリー・県産材) 115.3万円
被災者生活再建支援金 300万円、被災者住宅再建支援事業 100万円

- 半壊世帯においても住宅再建のために多額の資金が必要。

2 応急仮設住宅間の転居費用に対する支援

- 応急仮設住宅の団地の集約化等により、被災者がやむを得ず他の応急仮設住宅へ転居する場合に、当該転居費用を被災者に負担させることはできないため、市町村で負担せざるを得ない状況。今後、さらに集約化を進める上で、市町村から負担の増大への懸念が示されているところ。

【県担当部局】復興局 生活再建課

11 被災地における産業人材の確保

《 要 望 事 項 》

1 産業人材確保に必要な宿舎整備への支援

事業を再開した被災事業所では、復興需要による有効求人倍率の高止まりや被災地における人口減少等に伴い、人材の確保が困難な状況が続いているため、地域外から人材の受け入れに取り組んでおりますが、住居の確保が大きな課題となっております。

民間住宅の再建工事の従事者については、住宅再建・復興まちづくりの加速化措置第5弾により、応急仮設住宅を活用した工事従事者用の仮設宿泊施設整備の支援策を講じていただいたところですが、地域外からの人材確保を余儀なくされている水産加工業者などに対しても同様に復興交付金による支援策が講じられるよう要件の緩和を要望します。

2 外国人技能実習制度の早期見直しの実現

被災地では、震災前から水産加工業を中心に地域の重要な産業人材として外国人研修生を受け入れてきた実績があり、震災後は復興に必要な人材として一層重要となっていることから、国が6月に示した日本再興戦略における外国人技能実習制度の見直し方針に基づき、早期に技能実習期間の延長や受け入れ枠拡大などが実現されるよう要望します。

【現状と課題】

1 産業人材確保に必要な宿舍整備の支援

- 震災後、復興需要の高まり等により、被災地では有効求人倍率が1倍を大きく上回る状況が続くなど深刻な人材不足となっている。

＜岩手県の有効求人倍率の推移＞

	H25.3	H25.9	H26.3	H26.9
岩手県計	0.98	1.05	1.07	1.05
宮古	1.11	1.53	1.21	1.34
釜石	1.18	1.49	1.16	1.23
大船渡	1.34	1.98	1.55	2.03

※「一般職業紹介状況」（厚生労働省）

- 事業を再開した事業所は、「販路の喪失」、「業績の悪化」とともに「労働力の確保」を課題として挙げているところが多い。

＜被災事業所が抱える課題（主なもの）＞

H26年8月	①販路の喪失等 42.0%	②業績の悪化 36.1%	③労働力の確保 35.3%
H26年2月	①業績の悪化 42.6%	②労働力の確保 30.8%	③販路の喪失 27.0%

※「被災事業所復興状況調査」（岩手県）

- 平成26年9月30日現在、まちづくり（面的整備）事業により供給予定の宅地8,231区画のうち、完成は389区画（4.7%）に止まっている。まちづくりの進捗状況が民間の賃貸住宅等の整備にも影響を及ぼすなど、住宅不足の状況が続いている。

＜面積整備事業の進捗状況＞

（平成26年9月30日現在）

実施箇所数・区画数	工事着工地区	造成完了地区	進捗率
157箇所・8,231区画	129箇所	33箇所・389区画	4.7%

- 「住宅再建・復興まちづくりの加速化措置第5弾」による支援策の概要

被災者の住宅再建を円滑に進めるため、応急仮設住宅を用途廃止し、民間住宅の工事施工者向けの仮設宿泊施設として無償貸与するもの。維持管理費用、解体費用は復興交付金で措置。

2 外国人技能実習制度の早期見直しの実現

- 外国人技能実習制度の見直し方針（日本再興戦略 [改訂]）

管理監督体制の抜本的強化を図りつつ、対象職種の拡大、技能実習期間の延長（最大3年間→最大5年間）、受け入れ枠の拡大等を行う。 【2015年度中に実施】

＜水産加工業における外国人技能実習生の受入れ状況＞

地 区	平成22年		平成26年	
大船渡地区	14社	194人	14社	200人
釜石地区	9社	112人	4社	42人
合 計	23社	306人	18社	242人

【県担当部局】復興局 産業再生課